

神戸市地域防災計画

南海トラフ地震防災対策推進計画

令和 7 年 9 月

神戸市防災会議
神戸市

目次

第1章 総則	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 災害想定	2
第2章 南海トラフ地震への備え	12
2-1 物資、資機材、人員等の調達・確保等	12
2-2 他機関に対する応援要請	12
2-3 迅速な救助を行うための整備・体制	12
2-4 避難意識の普及・啓発対策	14
2-5 災害時要援護者への対応	14
2-6 帰宅困難者への対応	14
第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	15
3-1 津波からの防護のための施設の整備等	15
3-2 津波に関する情報の伝達等	20
3-3 避難対策等	24
3-4 地震発生時の応急対策	32
3-5 消防機関の活動	33
3-6 ライフライン事業者及び放送関係機関の対策	34
3-7 交通対策	34
3-8 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	35
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	36
第5章 地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項	37
5-1 地域防災力の向上	37
5-2 防災訓練に関する事項	39
第6章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項	40
第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	42
7-1 気象庁における南海トラフ地震臨時情報の発表	42
7-2 時間差発生時における円滑な避難の確保等	43

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

災データベースの参照については、下記のように略記する。

資料項目	略記
防災 DB 共通編 総則資料	防災 DB 共総則
共通編 防災組織計画資料	防災 DB 共防災組織
共通編 予防計画資料	防災 DB 共予防
地震・津波対策編 応急対応計画資料	防災 DB 地応急
風水害対策編 応急対応計画資料	防災 DB 風応急
風水害対策編 土砂災害関連データ資料	防災 DB 風土砂
大規模事故災害対策編 予防・応急対応計画資料	防災 DB 大予防
防災 DB 協定関連 大都市との相互応援協定資料	防災 DB 協大都市
協定関連 自治体との相互応援協定資料	防災 DB 協自治体
協定関連 消防組織に係る応援協定資料	防災 DB 協消防
協定関連 防災関連機関等との相互応援協定資料	防災 DB 協防災関連

第1章 総則

1-1 計画の趣旨

1. 計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号。以下、「南海トラフ地震特措法」という。）第3条第1項の規定による推進地域に神戸市が指定された（平成15年12月17日内閣府告示第288号）ことを受け、南海トラフ地震特措法第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練、その他重要な対策に関する事項を定め、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることで、今世紀前半にも発生する可能性が高いとされる南海トラフ地震から、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2. 計画の位置づけ及び構成

本計画は、南海トラフ地震特措法第5条に基づく推進計画として、神戸市防災会議が定める。

本計画は、「神戸市地域防災計画 地震・津波対策編」の一部とする。

本計画は、南海トラフ地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、「神戸市地域防災計画 地震・津波対策編」による。

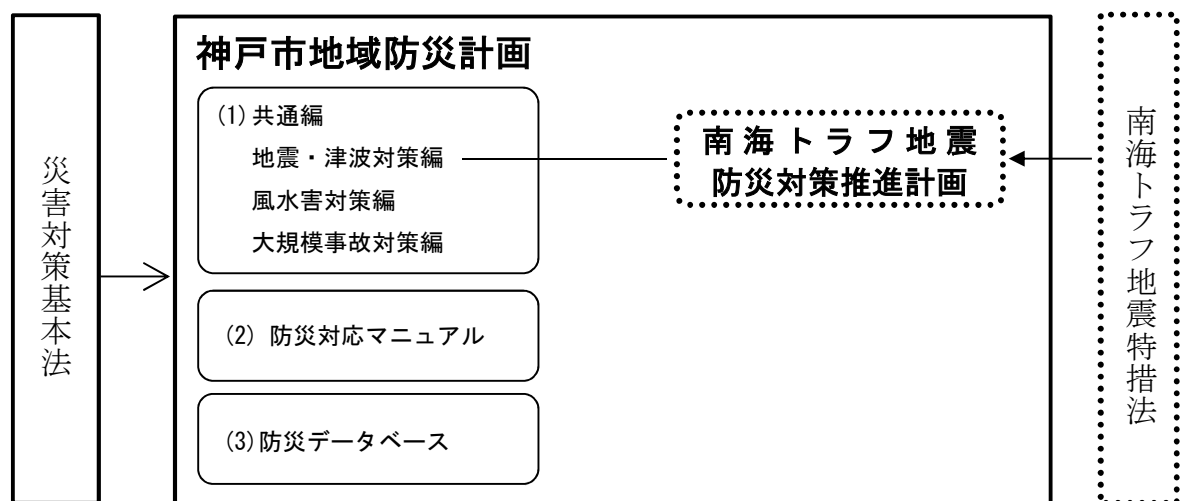


図 1-1-1 神戸市地域防災計画の構成

3. 計画の点検と習熟

本計画は、今後の南海トラフ地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定にもとづき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

本計画は、神戸市の職員及び防災関係機関等に周知し、市民、事業者の理解を得ながら、本市の防災対策に係わる各主体が連携、協力して習熟に努める。

1-2 災害想定

1. 南海トラフ地震について

駿河湾から九州にかけての太平洋沿岸では、海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなど大陸側のプレートが接し、プレート境界には南海トラフが形成されている。

フィリピン海プレートは、毎年北西に3～5cm程度の速さで、南海トラフから大陸側のプレートの下に潜り込んでおり、大陸側のプレートの端が引きずり込まれることにより徐々に歪が蓄積される。その歪が限界に達し、元に戻ろうとするとき破壊が起こり、巨大なエネルギーが一気に放出され海溝型の巨大地震が発生する。こうした海溝型の巨大地震は、歴史的にもかなり規則正しく概ね一定の間隔で発生しており、前兆から発生までのメカニズムも比較的良好に分かっている。駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している(図1-2-1)。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性は高まっている。

過去に南海トラフで起きた大地震は多様性があるため、次に発生する地震の震源域の広がりや正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難である。そのため、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を1つの領域として考え、この領域では大局的に100～200年で繰り返しM8～9クラスの地震が起きていると仮定し、災害の想定を行う必要がある。

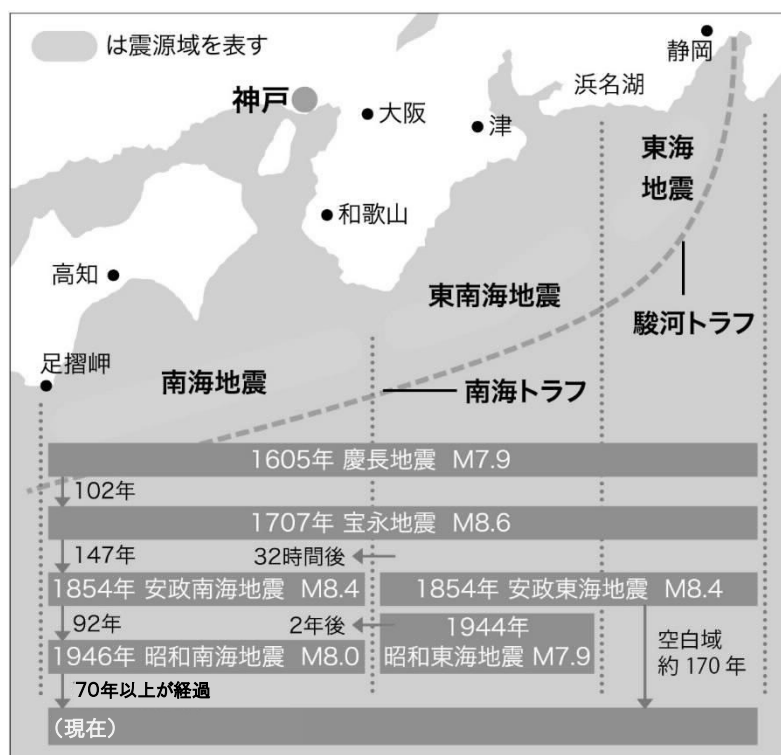


図 1-2-1 南海トラフ地震等の歴史

2. 南海トラフ地震の災害想定

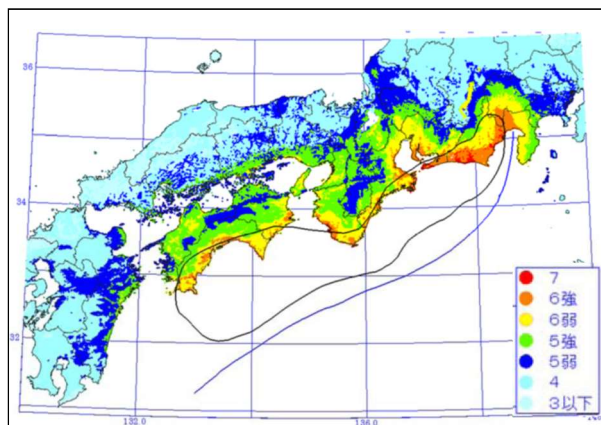
(1) 想定される南海トラフ地震・津波

東日本大震災後の平成 23 年 4 月、国において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置され、同年 9 月に報告がとりまとめられている。防災対策で対象とする地震・津波の考え方として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すること、また、津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波の考え方として、以下に示す「レベル 1」「レベル 2」の 2 つのレベルの津波を想定する。

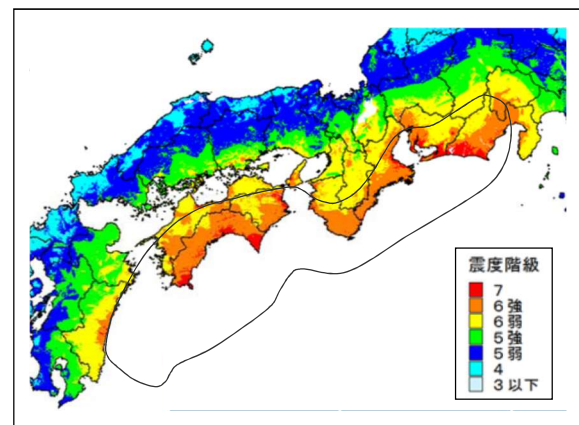
- 1) レベル 1 : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす地震・津波
概ね 100 年に一度程度発生してきた地震・津波。従来、内閣府の 2003 年想定や兵庫県津波被害想定調査（2000 年）等で想定されてきた、M8 クラス。
- 2) レベル 2 : 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波
あらゆる可能性を考慮した最大クラスとして、内閣府が想定した南海トラフにおける M9 クラスの想定。1,000 年に一度かそれより低い頻度。

表 1-2-1 レベル 1 とレベル 2 の地震・津波の比較

比較項目	レベル1	レベル2
発生頻度	比較的高い (100 年に一度程度)	極めて低い (1,000 年に一度かそれ以下)
地震規模	過去に発生してきた M8クラス	あらゆる可能性を考慮した M9クラス
想定被害	大きな被害をもたらす	甚大な被害をもたらす



レベル 1（2003 年想定、3 連動）



レベル 2（最大クラス、最大震度重ね合わせ）

図 1-2-2 レベル 1、レベル 2 の推定震度分布・震源域の比較（内閣府資料より）

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則

(2) レベル1の想定

レベル1の地震・津波に関する被害想定としては、以下のものが公表されている。

- ① 兵庫県津波被害想定調査（以下、「県想定」という。）（防災DB 共総則 資料6-1-3）
 - ・実施主体－兵庫県津波災害研究会
 - ・公表年月日－平成12年3月
- ② 東南海、南海地震に関する報告（以下、「国想定」という。）（防災DB 共総則 資料6-1-4）
 - ・実施主体－中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会
 - ・公表年月日－平成15年12月

以上を踏まえ、レベル1の想定は、神戸市域における震度、津波高さが最大となる、東南海・南海地震同時発生時とし、地震による揺れ、津波の高さ、及びこれに伴う被害想定を以下のとおりとする。

1) 地震の揺れの特徴（国想定による）

- ・神戸市域では最大震度6弱、全域で震度5弱以上の揺れが発生する。
- ・海溝型の巨大地震の特徴である、長周期型の地震波が神戸市を襲うため、ゆっくりとした大きな揺れが約1～2分間継続する。

表1-2-2 各区別最大震度（レベル1）

区	最大震度
東灘区	6弱
灘区	5強
中央区	5強
兵庫区	5強
北区	5強
長田区	5強
須磨区	5強
垂水区	6弱
西区	6弱

（出典：東南海、南海地震に関する報告 平成15年12月）

2) 津波の特徴（県想定による）

- ・津波の最短到達時間※は、地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分である。（※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間）
- ・津波は50～60分間隔で何度も来襲し、少なくとも5～6時間は異常な潮位変動がみられる。
- ・最大津波が満潮に重なった場合、東灘区から長田区でT.P.（平均潮位からの高さ）+2.5～2.0m程度、須磨区・垂水区でT.P. +2.0～1.7m程度まで潮位が上昇する。

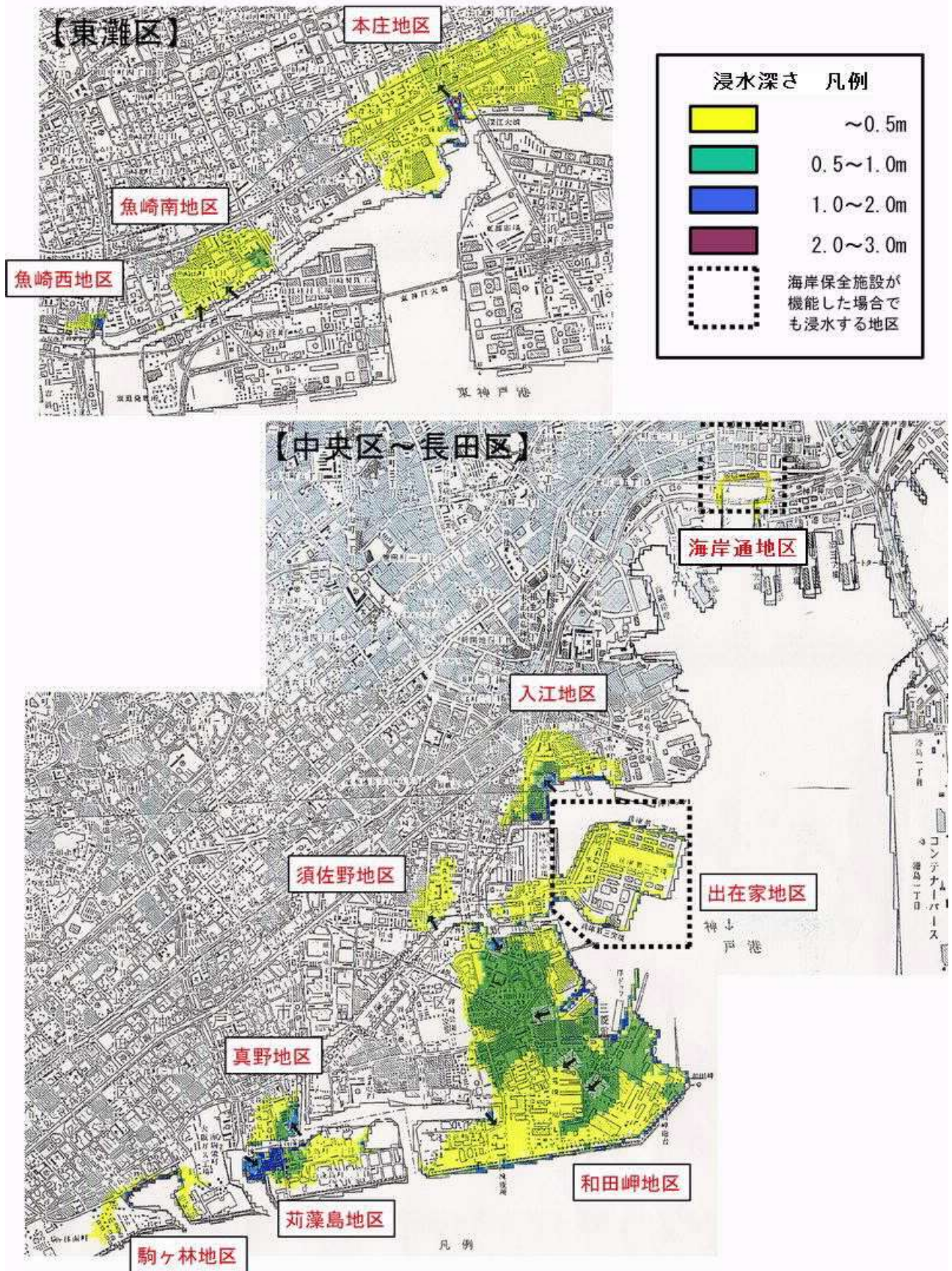
表 1-2-3 各区の津波想定（レベル1）

	最高津波水位（m）	最短到達時間（分）
東灘区	2. 5	1 1 2
灘区	2. 0	1 0 9
中央区	2. 4	9 5
兵庫区	2. 5	8 5
長田区	2. 4	8 2
須磨区	2. 0	8 1
垂水区	1. 7	7 6
神戸港沖	2. 3	8 7

※防災 DB 共総則 資料 6-1-3 図 津波評価点における津波高さ時系列変化図参照
 （出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査（兵庫県津波災害研究会）、平成 12 年 3 月）

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則



(出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査〔兵庫県・津波災害研究会〕、平成12年3月)

図 1-2-3 兵庫県津波被害想定調査による浸水予想図

(3) レベル2の想定

南海トラフを震源とする地震については、国において、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波の検討が行われ、平成24年3月に震度分布・津波高が、8月に浸水想定図が示された。また、平成24年8月と平成25年3月には、国による被害想定が公表されている。(防災DB 共総則資料6-1-5)

兵庫県においては、国の検討結果を踏まえ、地震動による防潮堤等の沈下などを考慮した県独自の津波浸水シミュレーションを実施し、平成25年12月、平成26年2月に浸水想定図を公表した。また、国による被害想定を踏まえつつ、県の浸水想定に基づいて地域特性を考慮した被害想定を平成26年6月に公表している。(防災DB 共総則 資料6-1-6)

以上を踏まえ、レベル2の想定については、県の想定を基本とし、地震動、津波の高さ及びこれに伴う被害想定、シナリオを以下に示す。

① 地震の揺れの特徴（国想定による）

- ・神戸市域では最大震度6強（垂水区、西区）、全域で5強以上の揺れが発生する。
- ・長周期型の地震動のため、ゆっくりとした揺れが3分程度継続する。

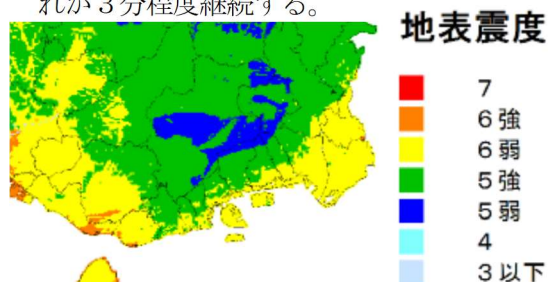


図1-2-4 地表震度分布

表1-2-4 各区分最大震度（レベル2）

区	最大震度
東灘区	6弱
灘区	6弱
中央区	6弱
兵庫区	6弱
北区	5強
長田区	6弱
須磨区	6弱
垂水区	6強
西区	6強

② 津波の特徴（県想定による）

- ・津波の最短到達時間*は、地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分である。（※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間）
- ・神戸市域沿岸で発生する津波高さの最大は、最も高い中央区でT.P. +3.9m、最も低い垂水区でT.P. +2.6mに達する。

表1-2-5 各区の津波想定（レベル2）

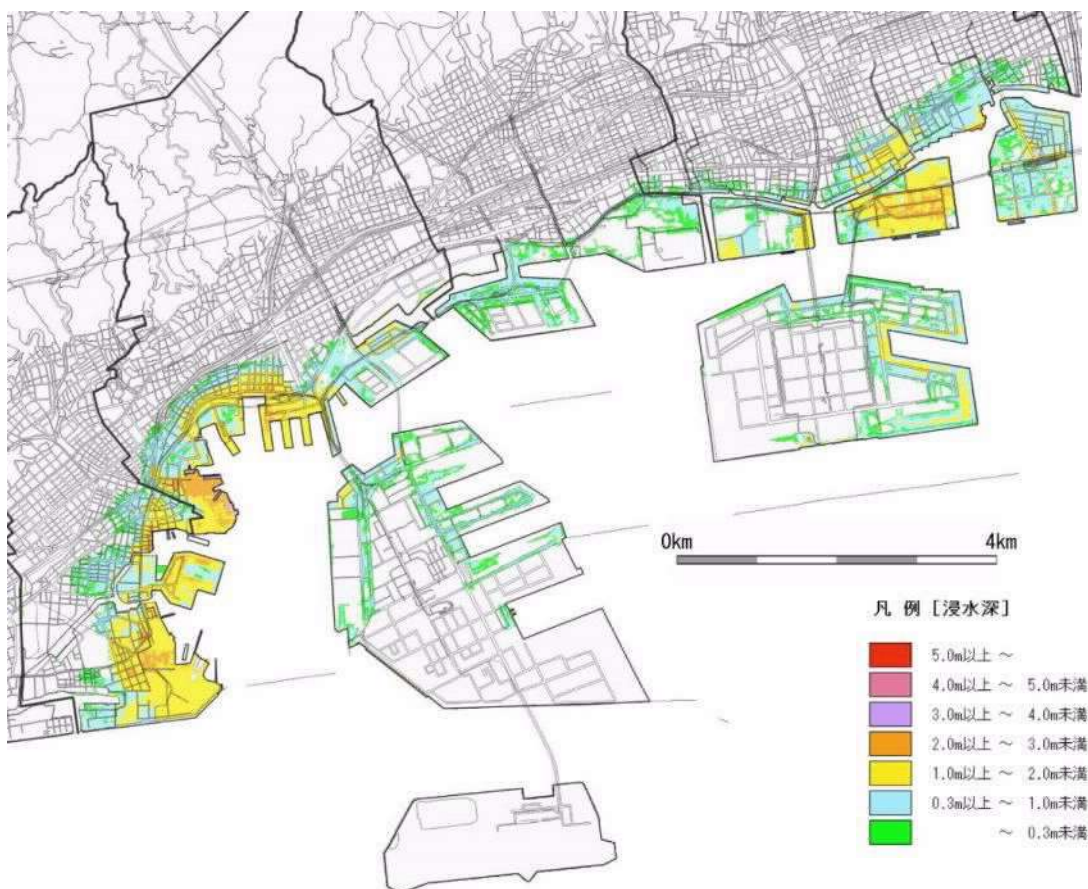
	最高津波水位（m）	最短到達時間（分）
東灘区	3.3	110
灘区	3.2	109
中央区	3.9	91
兵庫区	3.5	89
長田区	2.7	88
須磨区	3.0	85
垂水区	2.6	83

（兵庫県 津波浸水想定 H26. 2）

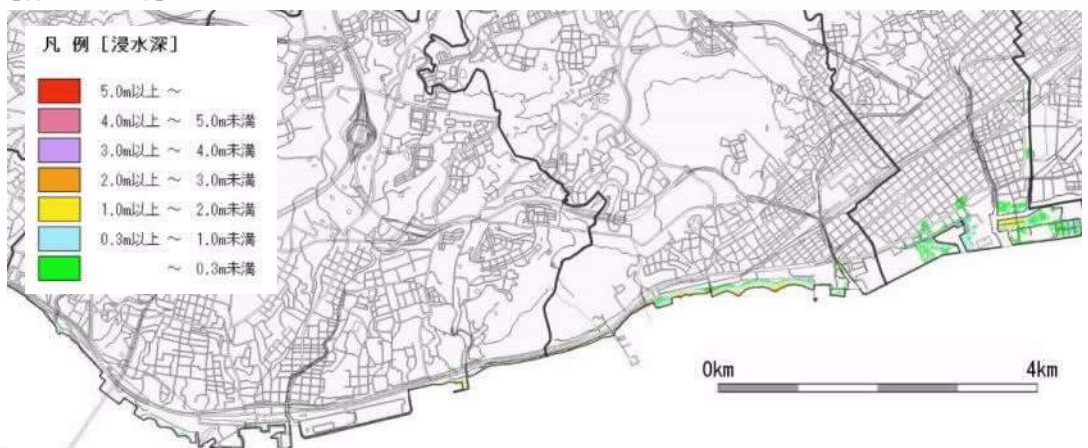
■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則

【神戸市 東部】



【神戸市 西部】

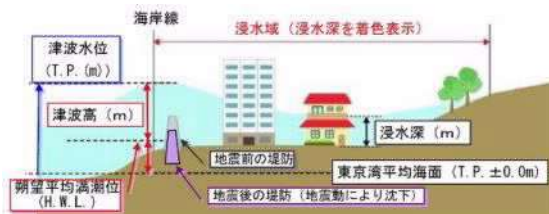


条件：施設あり、地震動による沈下あり、天端越流破堤あり

※ 強震動に伴い防潮堤等の防潮施設は沈下し、さらに、津波が天端を越流したら破堤するとした場合（防潮門扉、水門は全開）

※ 常時閉鎖されている、あるいは、耐震性を有し、自動化され、津波が到達するまでに閉鎖が完了できる施設は「閉」条件とする

海岸保全施設 河川管理施設	地殻変動に 伴う沈下	地震動に よる沈下	防潮門扉 水門の開閉	津波が施設天端を 越流した場合
あり	沈降のみ考慮	考慮	一部閉鎖	破堤



出典：兵庫県 津波浸水想定図 平成 26 年 2 月

図 1-2-5 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図（レベル 2）

3. 被害シナリオ

	地震	津波
地震の発生＞	・小刻みな揺れの後、大きな船に乗っているような、ゆったりとした大揺れが3分程度続く	
津波の到達＞	・神戸市域の最大震度6弱、全域で震度5弱以上の強い揺れに襲われる。 ・木造建物では壁や柱の破損、倒壊するおそれがある。また、鉄筋コンクリート造建物では壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂の発生や、壁、柱破壊のおそれがある。 ・長周期の地震波により、超高層建物や歩道橋等の被害、タンクのスロッシング(液面揺動)や地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象等が生じる。 ・路面の亀裂や陥没など道路被害が発生し、沿道の建築物の倒壊などによる道路閉塞箇所も多数にのぼる。 ・急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。 ・沿岸の住宅密集地域を中心に火災が発生し、初期消火が困難なことから延焼も起きる。 ・沿岸部では津波避難指示の発令に伴い、住民が一斉に緊急避難場所への避難を始める。津波到来まで80分～110分程度の時間が見込まれることから、徒歩だけでなく、自動車でも避難しようとする人もいて、渋滞などの交通混乱が生じる。 ・停電、ガス供給停止、断水、下水道支障などライフラインの停止が広範囲に及ぶ。 ・山陽新幹線全線、在来線が広範囲に不通になるほか、高速道路の一部区間も不通になる。	・津波の最短到達時間※は、地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分である。（※最短到達時間は、津波が初期水位より1 m上昇する時間） ・7割程度の人は緊急避難場所などに逃れるが、全壊家屋内の閉じ込めや逃げ遅れによる死者が多数発生する。 ・海岸では海水浴客等海浜利用者の避難で混乱が生じる。 ・いったん避難所等に逃れた人の中には、津波の第一波が収まったのをうけて自宅や職場の状況を見に戻り、繰り返し来襲する第二波以降の津波に巻き込まれる人もいる。 ■レベル1（M8クラス）の場合 ・東灘～長田区でT.P. +2.0～2.5m程度の津波が押し寄せる。 ・防潮堤が機能し、防潮扉等が閉鎖できなかった場合、東灘、中央、兵庫、長田区の一部が浸水する。 ・防潮堤、防潮扉等が機能した場合でも、中央区、兵庫区の一部区域が浸水する。 ・先行する地震で防潮堤が損壊した場合、沿岸部の低地盤地において、可能性は低いものの浸水の恐れがある。 ・堤外地、自然海浜は、いずれの状況でも浸水する。 ■レベル2（M9クラス）の場合 ・沿岸部全域でT.P. +2.5～4.0m程度の津波が押し寄せる。 ・防潮堤や堤防は地震動により沈下等の被害を受けており、沿岸部で津波が越流し、沿岸部を中心に広範囲にわたって浸水する。 ・ポートアイランドでは津波によりアクセスが一時制限される。
約3時間後＞		

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

1. 総則

	地震	津波
1 日後>	・余震が発生し、建物被害が生じるおそれがある。	・最大浸水域が判明 ・津波警報が解除されるまでは警戒が必要。 ■浸水時に予想される被害 ・津波によって堆積した家屋のガレキや自動車などの可燃物の中に、漂流するうちに気化したガソリンなどが充満し、一部は引火して延焼が起きる。 ・津波により小型船は陸上に乗揚げ、大型船は港内を漂流・座礁するほか、荷役装置が損壊し大量の浮遊物が発生するとともに、浮遊物による火災が発生する。 ・防潮堤、防潮扉等が機能しなかった場合、地下鉄の一部の駅や地下街の一部が浸水する。
3 日～ 1 週間後>	・建物の倒壊、浸水、余震への恐怖、ライフラインの途絶などにより、多数の住民が避難所へ押し寄せる。 ・公共交通機関を利用して遠方から通勤・通学する人が多いことから、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる。 ・揺れや浸水の被害により営業できない小売店が発生するほか、営業を継続している店舗でもすぐに在庫がなくなり、入荷の見通しが立たない。 ・事業所の被災、ライフライン途絶や港湾被害、全国的な燃料不足などにより、事業所における生産活動の停止が広範囲で生じる。 ・救出・救助活動、消火活動が本格化するが、全国的な被害発生により十分な応援が得られない ・津波が収束したあとには、海底から巻き上げられたヘドロなどの津波堆積物や放置自動車などが大量に残っており、断水や資機材・人員の不足からその除去は容易に進まない。このため、日常生活や、応急復旧作業の車両通行に支障が生じる。 ・多数の人が避難所で夜を明かす。避難所で食料や飲料水が不足する。 ・負傷者の治療や緊急避難場所へ待避している人の救出、遺体収容作業が本格化し、被災地内の病床だけでは足りず、患者の広域搬送が本格化する。 ・住民が帰宅することが当面困難で早期復旧の対象外となった地域を除き、多くの地域で停電が解消するが、断水や下水道支障の多くは継続する。 ・津波が収束するが、取り残された住民の救助や堤防等の応急復旧、排水が開始される。 ・本震で液状化が起こったところでは地盤が傷んでおり、比較的小さな余震によっても建物被害が生じるおそれがある。	

なお、平成 26 年 6 月に兵庫県が発表した「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」については、「防災 DB 共総則 資料 6-1-6」に示す。

4. 津波災害に関する基本的な考え

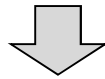
想定される2つのレベルに対して、それぞれ以下のような考え方で対策を推進する。

(1) 「レベル1」への対応（被害抑止策）

人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化等の観点から、海岸保全施設等を整備し、できる限り被害を抑止する被害抑止策を基本とする。

(2) 「レベル2」への対応（被害軽減策）

最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設等の現在のハード対策では物的な被害を防ぎきれないため、人命を守ることを最優先とした被害軽減策を基本とし、住民の避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。



【ハード対策】

- ① レベル1の津波高を対象とした防潮施設等の計画的な整備・補修・補強の推進
- ② レベル2の津波を想定し、津波が防潮堤を越流した場合でも、粘り強く防潮堤が機能する構造への補強対策の検討及び実施
- ③ 防潮扉、水門等の閉鎖体制の確立と作業員の安全確保

【ソフト対策】

- ① 市民・事業者への南海トラフ地震の情報発信と避難の啓発
- ② レベル2の津波浸水想定区域を対象とした避難対策の推進
- ③ レベル2の津波を想定した避難訓練の実施や防災教育の推進

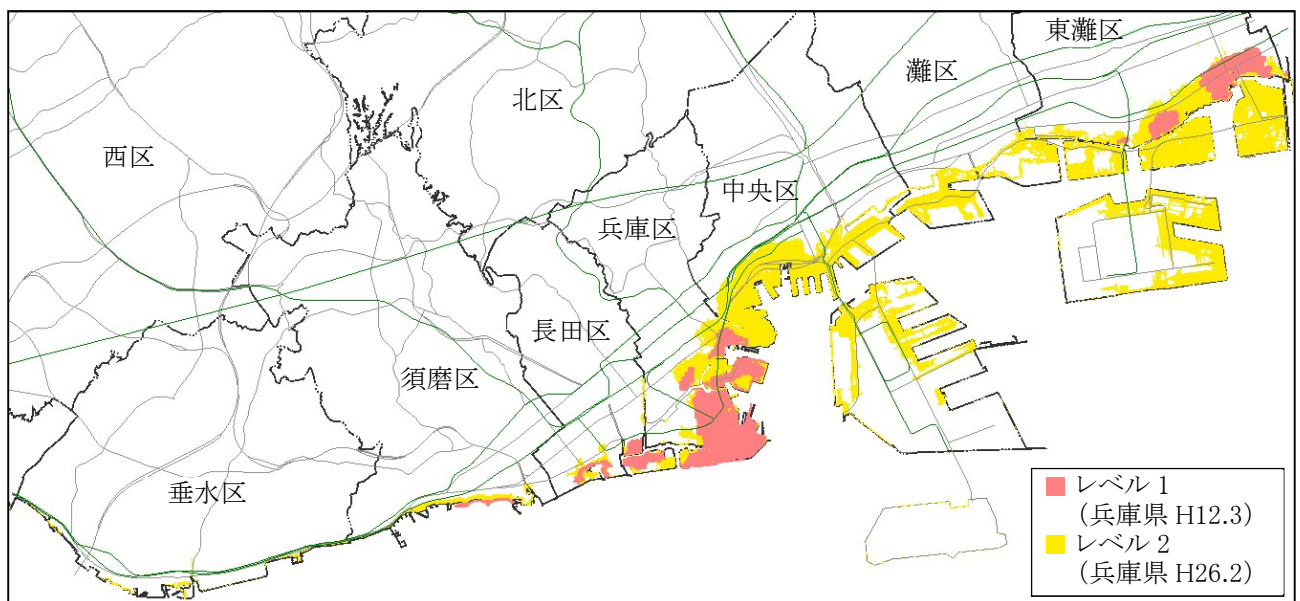


図 1-2-6 レベル別の津波浸水想定図

- 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 2. 南海トラフ地震への備え

第2章 南海トラフ地震への備え

2-1 物資、資機材、人員等の調達・確保等

1. 資機材の調達・確保【行財政局、港湾局、消防局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-4 災害用機械器具確保計画」による。

2. 人員の確保・配置【行財政局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-5 災害対策要員の確保」による。

2-2 他機関に対する応援要請

「地震・津波対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制計画」による。

2-3 迅速な救助を行うための整備・体制

1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

「地震・津波対策編 応急対応計画 第4章 救助・救急医療体制」による。

(1) 庁舎消防庁舎等の耐震化の推進

災害時に防災の中核拠点となる施設の耐震化については、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。なお、地震防災対策特別措置法に基づき、兵庫県において定められる地震防災緊急事業5箇年計画と連携して進める。

(2) 初動体制の強化

「地震・津波対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画」による。

(3) 防災対応マニュアルの活用と充実

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震対策等に関わる42項目について、防災対応マニュアルを整備しており、災害発生時にはこれらのマニュアルを活用する。救助・救急に関するマニュアルについては、以下にとおりである。

なお、これらのマニュアルは、防災訓練等を通じて検証をするとともに、多様な災害や事故に対応できるように、必要に応じて充実を図る。

表 2-3-1 救助・救急に関するマニュアル一覧

項目名	所管課	頁※
災害時初動対応チーム活動マニュアル	危機管理局	26
震災初動対応マニュアル	消防局	29
救護活動マニュアル	健康局	32
医薬品集積マニュアル	健康局	34

※記載のページ数は、地域防災計画 防災対応マニュアルのもの

(4) 資機材の整備・更新

経年劣化などにあわせて、計画的な更新を行うとともに、災害様態の多様化に対応した資機材、消防・救助資機材及び安全装備品の整備について計画的に行う。

2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

「共通編 予防計画 第3章 広域連携・応援体制の整備」による。

3. 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

他都市や防災関係機関とは、様々な分野での災害応援協定を締結し、大都市、近隣市、団体、企業との連携強化に努めており、今後も応援協定の締結を推進する。応援協定に関しては、「共通編 予防計画 第3章 広域連携・応援体制の整備 3-3 応援協定」を参照のこと。

4. 消防団等の充実

市は、消防団に関し、入団促進による人員確保、装備・施設の充実、教育・訓練の充実に努めるとともに、大規模災害時に市民・事業者が率先し、迅速な防災対応や救助・救援が行えるよう、市民防災リーダーの育成や市民救命士の育成に取り組む。

(1) 消防団による防災活動の推進

消防団は地域防災の中核として、多様化する都市災害や大規模災害に対応するため、地域住民の防火防災知識の普及や防災意識の高揚を図るとともに次の事項を実施する。

① 消防団員の育成

消防団の基本理念は「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護の精神である。大規模災害時において、地域防災の中核となる消防団の装備や研修、訓練の充実に図り、大規模災害時に自らが判断し、的確な活動を実施できる消防組織へと育成を進める。

② 防災知識の普及

地域の防災リーダーとして消防団は防災福祉コミュニティや住民に対して地域防災講習会等を実施し、実践的な指導を通じた防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

③ 各種訓練指導

初期消火訓練、応急手当の普及啓発、通報、避難要領の指導等を行う。また、市民消火隊の結成区域では、小型動力ポンプの操作要領、また自主防災促進地域にあつては、消火用ボックスの取扱や放水訓練の指導を行う。

④ 消防団員の確保

地域の防災の担い手として中核的役割を担う消防団がより活性化するよう、女性や大学生に入団を呼びかけるほか、事業所にも協力を働きかけるなどの入団促進を進める。

- 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 2. 南海トラフ地震への備え

2-4 避難意識の普及・啓発対策

市は、住民等の津波避難に関する意識啓発を推進するため、以下の事項に取り組む。

1. 津波防災啓発広報の実施

市は、津波浸水想定区域の住民や企業等が日頃から津波を警戒する意識を持ち、いざという時に的確に避難できるよう、①対象地域、②津波時の避難先、③避難路に関すること、④避難指示などの避難に関する情報の伝達方法、⑤避難所にある設備物資及び避難所で行われる救護の措置、⑥避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）の情報を広報する。

市は、避難の目安となるラインを示すなど、媒体や対象に応じたわかりやすい広報に努める。

2-5 災害時要援護者への対応

1. 災害時要援護者への対応のための日頃からの取組み【危機管理局、福祉局等】

「共通編 予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7-1 災害時要援護者の支援に向けた非常時からの取組み」による。

2-6 帰宅困難者への対応

1. 帰宅困難者対策【危機管理局、文化スポーツ局、建設局、港湾局、交通局、報道機関、公共交通機関】

「共通編 予防計画 第8章 帰宅困難者対策」による。

第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

3-1 津波からの防護のための施設の整備等

港湾、河川、海岸、漁港等における、津波からの防護のための防潮堤、防潮扉、水門等（以下、「防潮施設等」という。）に関する整備、日常及び緊急時の対応は、以下の事項に配慮して実施する。

1. 基本方針【各管理者】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（以下、「各管理者」という。）は、津波による被害の恐れのある地域において、防潮施設等の計画的な整備・補修・補強を推進するとともに、定期的な施設の点検や施設管理を行う。

(2) 津波時の体制確立

各管理者は、津波時の迅速な対応が可能になるよう、防潮扉、水門等の閉鎖体制を確立する。なお、防潮扉、水門等の閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖に係る作業員の安全管理に配慮する。

(3) 津波時の迅速な対応

各管理者は、津波が発生した場合は直ちに防潮扉、水門等の閉鎖等の措置を講じる。また、工事中は工事の中断等の措置を講じる。

(4) 平日の夜間、休日等における防潮扉、水門等の閉鎖

各管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、平日の夜間、休日等で防潮扉等を開放する必要がない時は、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

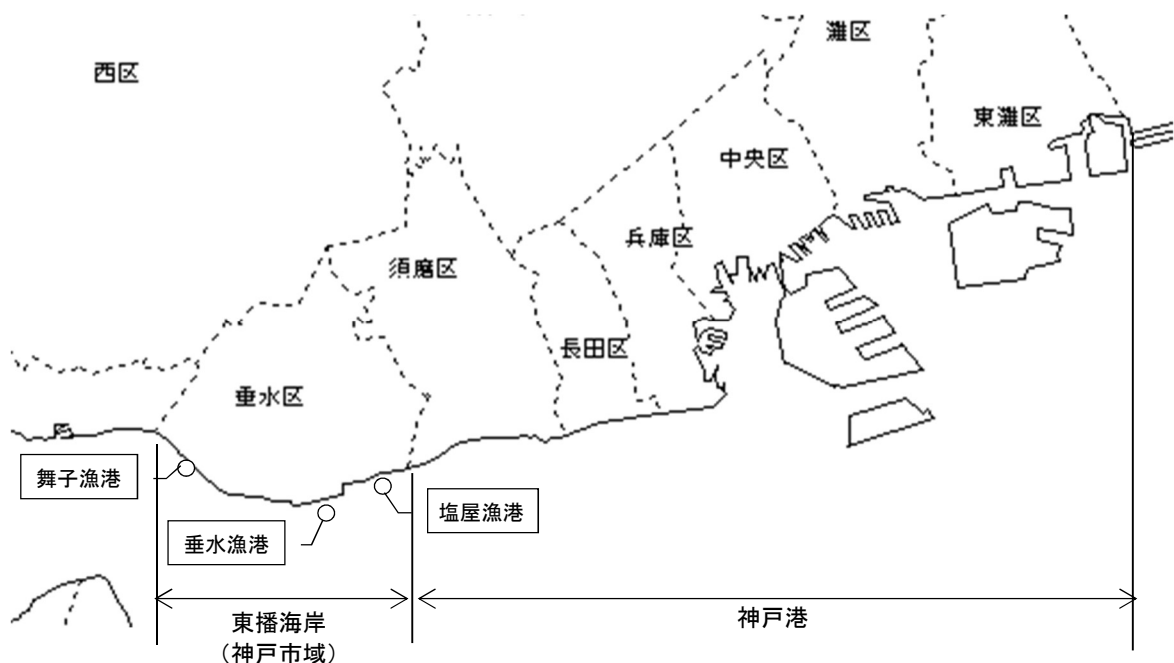


図 3-1-1 神戸市域の港湾・海岸・漁港位置図

2. 神戸港（東灘区傍示川～須磨区堺川）港湾管理者の対応【港湾局】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

① 海岸保全施設の整備方針

神戸港においては、概ね100年に1回の発生確率の津波（レベル1津波）よりも高潮時の計画潮位の方が高く、高潮対策としての海岸保全施設整備は、既に完了している。

また、概ね1000年に1回と発生確率は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（レベル2津波）に対しては、既存の防潮堤等を「粘り強い構造」に補強する工事は既に完了しており、防潮鉄扉及び水門を迅速かつ安全に閉鎖できるよう防潮鉄扉等の遠隔操作化を進め、津波による浸水被害の軽減を図る。

② 海岸保全施設の点検方針・計画及び平常時の管理方法

海岸保全施設の管理については、従来の高潮対策と同時に、新たに津波対策としての視点を加味しながら、次のような作業を継続的に進める。

- ・海岸保全施設の維持管理計画を作成し、計画的な点検・補修等を行う。
- ・海岸保全施設の機能、操作性を保持するための日常点検・定期点検を実施する。
- ・防潮扉等の閉鎖支障物の撤去指導を行う。
- ・終業時における防潮扉等の日常的閉鎖について、各委託企業に要請する。

(2) 津波時の防潮扉等の閉鎖体制確立、迅速な対応

地震発生から津波が到達するまで非常に短時間であることが想定されるので、津波時に防潮扉、水門を重点的に閉鎖する体制を確立する。また、これら防潮扉は土地利用状況等により、通常開放しているものと、常時閉鎖しているものとに分けられる。

津波時の防潮扉、水門の閉鎖対応は、通常開放している防潮扉等を対象に、その設置地盤高と津波により想定される最高潮位との関係を考慮して、以下のとおり実施する。

① 閉鎖体制

- ア) 高潮時の体制を基本とする。
- イ) 夜間・休日等における津波発生時は、港湾局職員をはじめ地元の防災組織や事業者、指定管理者などが連携して閉鎖する体制を確立する。
特に高潮時に鉄扉閉鎖を行う事業者・団体については、以下の取組みを進める。
 - a. 終業時に毎日閉鎖する。
 - b. 毎日閉鎖できない企業については、津波時に社内で閉鎖できる体制を確立する。
 - c. 社内だけで対応できない場合は、地元や関連企業、港湾局職員等も含めた閉鎖体制の構築及び遠隔操作化を進める。

② 閉鎖指令基準

- ア) 大津波・津波警報発表時
兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報・津波警報が発表された場合、津波警戒地域内の全ての防潮扉、水門を閉鎖する。
- イ) 津波注意報発表時
兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波注意報が発表された場合、設置地盤高がT.P. +1.6m以下の防潮扉を閉鎖する。

③ 閉鎖活動

津波警報及び注意報が発表された場合は、閉鎖指令を待つことなく、直ちに閉鎖活動を開始する。

④ 閉鎖対象施設の優先順序

津波警報発表時には設置地盤高がT.P. +2.5m以下の防潮扉、水門を最優先に閉鎖する。（表3-1-1参照）

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画
3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

詳細については個々の施設の特性を考慮しながら、予想浸水地域ごとに決定する。
津波警戒地域内の防潮扉、水門を表3-1-1に示す。

表 3-1-1 津波警戒地域内の防潮扉、水門

令和5年6月時点

班	地 区	対象 施設数	常時 閉鎖	津波注意報で閉鎖(KP+2.70m以下)								津波警報で閉鎖 ※全防潮扉閉鎖							
				港湾局			委託先企業等				合 計	港湾局			委託先企業等				合 計
				直営	遠隔 (自動)	小計	常時 開放	夜間 閉鎖	遠隔 (自動)	小計		直営	遠隔 (自動)	小計	常時 開放	夜間 閉鎖	遠隔 (自動)	小計	
A	深江・青木・東部4工区	14	3				2			2	2	3	1	4	4	3		7	11
B	魚崎・御影・東部3工区	11	1	1 作業時間	1	2	1			1	3	3 うち1つは 作業時間	5	8	1	1		2	10
C	新在家	3	0									3		3					3
D	東川崎・島上	25	14		3	3	6			6	9	1	3	4	6		1	7	11
E	大輪田・出在家・ 築島・兵庫運河	8	5				1			1	1				3			3	3
F	兵庫ふ頭基部	10	2	4		4	2	2		4	8	1	3	4	3	1		4	8
G	和田岬・遠矢浜・今出在家	27	8				8	4		12	12	2		2	12	5		17	19
H	兵庫運河・吉田町	9	3	2		2					2	2		2	3	1		4	6
I	長田港以西	33	6				4			4	4	4		4	21	2		23	27
J	苅藻島・苅藻通	14	3				5	4		9	9				7	4		11	11
K	新港	18	6										5	5		4	3	7	12
L	京橋～高浜	36	1						2	2	2		6	6	2		27	29	35
	計	208	52	7	4	11	29	10	2	41	52	19	23	42	62	21		114	156

※東灘消防団が受け持つ鉄扉は、高潮時のみ消防団が対応することとなっているため、津波発生時は港湾局職員で閉鎖を行う。

⑤ 閉鎖における作業時間

大津波警報・津波警報・注意報が発表されてから概ね60分以内で出動及び閉鎖活動を行い、津波到達時刻の30分前には必ず安全な場所へ退避する。

⑥ 閉鎖指令解除

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報・津波警報・注意報解除の発表をもって閉鎖指令を解除する。

3. 漁港管理者の対応【経済観光局】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

海岸保全施設が整備済みである塩屋、垂水、舞子漁港では、海岸保全施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。

(2) 海岸保全施設等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順等

塩屋、垂水漁港において、海岸保全施設の開閉を迅速に行うため、市、地域住民、漁業関係機関等との間で協定を締結する。併せて、訓練を実施する。

4. 東播海岸（須磨区堺川以西～神戸市西境まで）海岸管理者の対応【国土交通省姫路河川国道事務所】

東播海岸における防潮堤等の海岸保全施設は、想定される高潮・津波を考慮した上で順次整備を進める。特に、海岸保全施設の未整備区域である、狩口台地先及び塩屋町地先で、今後、整備を進めていく。海岸保全施設は、機能の保持に努める。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

5. 河川管理者の対応【建設局、県】

神戸市域の河口部の護岸高さは、一部の橋梁の河川横断部(高橋川・深江橋)を除き、想定されるレベル1の津波の最高到達高さよりも高く整備されている。

護岸、角落等の防潮施設を定期的に点検するとともに、必要に応じて補修・補強を行う。また、津波が防潮施設を越水した場合でも粘り強く防潮施設が機能する構造への補強対策等を検討する。

津波時に浸水のおそれがある河川横断部(高橋川・深江橋)については角落を整備しており、閉鎖する体制を確立している。対象箇所と閉鎖活動は以下のとおりである。

表3-1-2 津波浸水想定区域内の角落等

河川名	箇所	種類	管理者	操作者
高橋川	深江橋	角落	神戸市	神戸市、委託業者

① 閉鎖活動

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報及び津波警報が発表された場合は、閉鎖指令を待つことなく、直ちに閉鎖活動を開始する。

② 閉鎖における作業時間

大津波警報及び津波警報が発表されてから概ね60分以内で出動及び閉鎖活動を行い、津波到達時刻の30分前には安全な場所へ退避する。

③ 閉鎖指令解除

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報及び津波警報解除の発表をもって閉鎖指令を解除する。

6. 内水排除施設の管理者の対応【建設局、港湾局】

内水排除施設の管理者は、当該施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。また、津波対策として、水門や雨水幹線の吐け口からの影響を軽減するため、雨水ゲートや水門が速やかに機能するよう、閉鎖体制を確保する。

また、雨水ゲートや水門の操作を行うための非常用発電装置の整備、点検を行う。

表 3-1-3 津波警戒地域内にある内水排除施設一覧

所管	名 称	所 在 地	備 考
建設局	本庄	東灘区深江南町 4 丁目 6－5	雨水, 汚水
	魚崎	〃 魚崎南町 2 丁目 1－15	雨水, 汚水
	京橋	中央区新港町 1－11	雨水
	宇治川	〃 東川崎町 1 丁目 1－2	雨水, 汚水
	中突堤	〃 波止場町 3－13	雨水
	小野浜	〃 小野浜町 4－1	雨水
	和田岬	兵庫区吉田町 1 丁目	雨水
	浜中	〃 浜中町 2 丁目 18	雨水
	島上	〃 鍛冶屋町 1 丁目 1－17	雨水
	南駒栄	長田区南駒栄町 1－66	雨水
	外浜	須磨区外浜町 2 丁目 2－5	雨水
港湾局	魚崎浜	東灘区魚崎浜町	雨水
	魚崎浜第 2	〃	雨水
	住吉浜	東灘区住吉浜町	雨水
	深江浜第一	東灘区深江浜町	雨水
	深江浜第二	〃	雨水
	新在家	灘区新在家南町 4 丁目	雨水
	新港	中央区小野浜町	雨水
	東川崎	中央区東川崎町 4 丁目	雨水
	大輪田	兵庫区切戸町	雨水
	出在家	〃 出在家町 2 丁目	雨水
	荻藻島	長田区荻藻島町 2 丁目	雨水
	兵庫埠頭	兵庫区築港町	雨水

3-2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」に定めるほか、次の事項に配慮する。

1. 津波に関する情報伝達経路の整備方針及び計画【危機管理局】

市は、津波情報等の緊急情報（大津波警報・津波警報・津波注意報、避難指示）や救援・救護情報を避難所や防災福祉コミュニティ関係者宅等へ同時多数かつ迅速に伝達するため、防災行政無線同報系の整備、津波・高潮避難対象地区への拡声子局の増設を行う。

併せて、より多様な情報伝達経路の確保のため、インターネット放送を活用した緊急情報の伝達について検討する。

〔参考〕海岸部での設置状況

○戸別受信機（ラジオ型）を行政機関及び海岸部の防災福祉コミュニティに設置している。

○拡声子局（屋外スピーカー型）の設置状況は防災DB 共予防 資料2-2-4のとおり。

2. 防災関係機関相互の情報の共有【危機管理局】

市は、災害情報及びこれに対する措置に関する情報を、県及び防災関係機関と相互に共有する。

3. 居住者等への広報

市は、地震発生後、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）、及び市内に一時滞在する観光客その他の滞在者（以下、「観光客等」という。）に対し、津波情報を広報する。

(1) 広報の内容【企画調整局、危機管理局】

- ① 発生した地震、津波及び余震等、今後の地震・津波に関する情報
- ② 避難指示などの避難に関する情報
- ③ 避難所に関する情報
- ④ その他、住民、事業者が早急に取り組むべき措置及び被災者のニーズに応じた情報

(2) 広報の手段

市は、津波被害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う広報活動、広報車、防災行政無線等の手段により、迅速に広報活動を実施する。

① 報道機関の協力を得て行う広報活動【市長室】

市は、災害発生直後に市役所1号館16階会見室、4号館（危機管理センター）1階防災展示室等に「プレスセンター」を特設し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

また、県では、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、ラジオ関西、ラジオ大阪、兵庫エフエム放送（Kiss-FM KOBE）、FM802（FM COCOLO）と「災害時における放送要請に関する協定」（防災DB 協防災関連 資料2-1～3）を締結している。市は、やむを得ない場合を除き、災害時の放送要請は県知事を通じて実施する。また今後、コミュニティ放送（FM）局、ケーブルテレビ等、地域情報機関と災害情報に関する放送の実施に関する協定締結を進める。

② 広報車による広報

より綿密な広報活動を実施するため、広報車を有する市部局は広報車による広報活動の実施を検討する。ただし、時間的制約や道路の通行障害等により、巡回区域に制約を受けることが予想されるため、必要に応じて警察その他防災関係機関へ協力を要請する。

なお、広報活動の実施にあたっては、津波の到達時間に留意し、作業員の安全確保について

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

も十分検討する。

③ 防災行政無線による広報【危機管理局、消防局】

市は、防災行政無線により、地震、津波等の緊急情報の広報を行う。防災行政無線による大津波警報・津波警報・注意報発表時の情報連絡は図3-2-1のとおりとする。

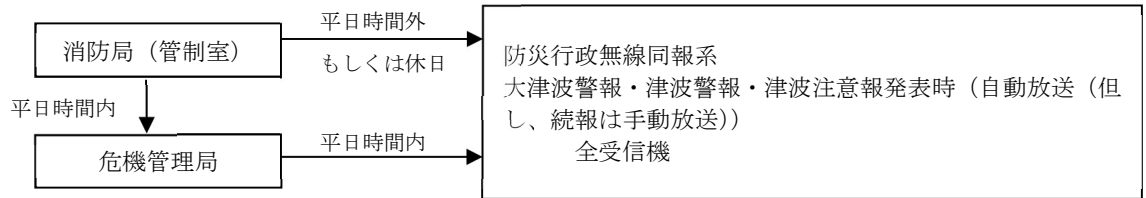


図 3-2-1 防災行政無線による大津波警報・津波警報・注意報発表時の情報連絡経路

市は、予め防災行政無線の放送内容の文案を定める（防災DB 共予防 資料2-2-5）とともに、その他の情報については適宜、手動放送により広報する。

④ 「ひょうご防災ネット」を活用した情報伝達【危機管理局】

市は、希望する市民の携帯端末等に、緊急情報（地震情報・津波情報・気象情報）、避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。

⑤ 緊急速報メール（エリアメール）を活用した情報伝達【危機管理局】

市は、緊急速報メール（エリアメール）を活用し、神戸市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。

⑥ J:COM防災情報サービス端末【危機管理局】

市は、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス端末に対して、本市の防災行政無線の放送を再送信し、防災行政無線と同様の緊急情報を伝達する。

⑦ 防災福祉コミュニティとの連携による住民への広報【危機管理局】

市は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、津波浸水想定区域に重点配置した防災行政無線を通じ、防災福祉コミュニティ等にいち早く正確な情報を周知するよう努める。

⑧ 要配慮者に対する広報【企画調整局、経済観光局、地域協働局、福祉局】

ア 障害者、高齢者に対する広報

市は、防災福祉コミュニティ等地域住民の協力を得ながら、近隣に居住する障害者、高齢者等に対する広報活動を実施する。また、地域住民が、近隣に居住する障害者、高齢者等の所在や家族構成等を把握できるよう、プライバシーに配慮しつつコミュニティづくりを進める。

また、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じて広報活動を実施する。

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙、神戸市ホームページ）、テレビ広報番組の字幕による放送等により広報活動を実施する。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し情報を提供する。

イ 外国人に対する広報

市は、領事館や外国人コミュニティ等への情報提供を通じて広報活動を実施する。

⑨ 地下街や公共交通機関における災害情報の提供【企画調整局、建設局、交通局、公共交通機関】

市は、関係機関等の協力のもと、地下街や公共交通機関において、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合は、直ちに構内、車内や駅、ターミナル等の主要拠

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

点で情報提供を行い、適切な対応ができるよう検討する。

⑩ その他の広報手段の確保【企画調整局、危機管理局、建設局】

ア 市は、神戸市ホームページでの災害情報の掲示、携帯サイトでの災害情報の掲示、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等、より広範囲な手段の確保に努める。

イ 道路管理者は、走行中の自動車に対するITS、可変サイン等による情報提供と、迂回の指示が可能なシステムを検討する。

(3) 市民・事業者の広報入手【経済観光局、港湾局、神戸海上保安部】

市民・事業者は、緊急時の災害情報が迅速に入手できるよう、テレビ、ラジオ、携帯電話等の受信機器（停電時でも使えるものが望ましい）を備えておくよう努める。

4. 船舶に対する伝達

(1) 入出港中及び在泊中の船舶への情報伝達

市は、こうべポートラジオ（海岸局）や既存の連絡網を最大限に活用し、停泊中、入出港中の船舶に気象庁または大阪管区気象台（以下、「気象庁等」という）からの津波情報を伝達する。

神戸海上保安部は、巡視艇により、停泊中、入出港中の船舶に気象庁等からの津波情報を周知する。また、第五管区海上保安本部より、気象庁等からの津波情報がこうべほあん（海岸局）から伝達される。

船舶関係者は、停泊中であっても、地震発生後、テレビ、ラジオ、無線等から津波情報等の入手に努めるとともに、市及び防災関係機関は船舶関係者に対し、情報伝達に努める。

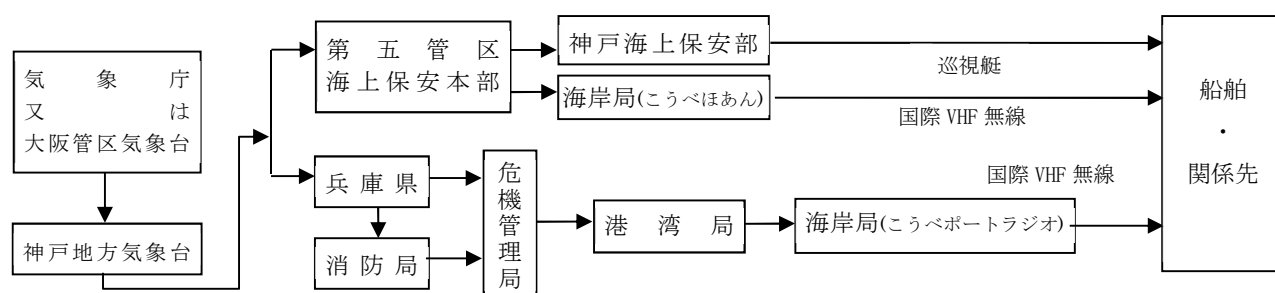


図 3-2-2 入出港中及び停泊中の船舶への情報伝達ルート

(2) 船舶所有者・団体への情報伝達

① 関係船舶団体によるマニュアルの作成

大型貨物船、作業船、漁船、プレジャーボート等船舶団体は、自ら行う災害情報の収集連絡のための体制、船舶の避難に関する事項等を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行う。

② 市及び神戸海上保安部等の支援

市及び神戸海上保安部等は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、同団体との連絡体制を整備する。

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

表 3-2-1 主な関係船舶団体一覧

所管局	船舶団体	船舶種類	備考（地区等）
港湾局	日本船主協会阪神地区船主会	大型貨物船	
	外国船舶協会神戸支部	大型貨物船	
	神戸起重機船協会	作業船	
	神戸台船協会	作業船	
	関西プレジャーボート協会	プレジャーボート	
	神戸タグ協会	タグボート	
	一般社団法人神戸港清港会	清掃船	
	神戸旅客船協会	旅客船	
	神戸港はしけ運送事業協同組合	はしけ	
	日本押船土運船協会	プッシャーボート	
経済 観光局	神戸市漁業協同組合	漁船	駒ヶ林、東須磨、塩屋、垂水、舞子
	兵庫漁業協同組合	漁船	
	株式会社マリNZ	プレジャーボート	神戸フィッシャリーナ

5. 市域における被害情報の迅速な把握【危機管理局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-1 災害情報の収集・伝達」による。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

3-3 避難対策等

津波からの避難対策については、住民等の生命を守ることを最優先とし、最大クラスの津波（レベル2）を対象とする。

1. 津波に備えるエリア

(1) 津波に備えるエリア【危機管理局、港湾局、消防局】

① 津波浸水想定区域

兵庫県が発表した南海トラフ巨大地震の「津波浸水想定区域」に基づき、津波による浸水可能性が高い地域を表3-3-1に示す。なお、「津波浸水想定区域」は図1-2-5に示す。

津波浸水想定区域の居住者等は、大津波警報または津波警報が発表された場合は、速やかに避難する。

表 3-3-1 津波浸水可能性が高い地域

区	対象町丁等
東 灘 区	魚崎西町 1, 魚崎西町 2, 魚崎中町 2, 魚崎中町 3, 魚崎南町 1, 魚崎南町 2, 魚崎南町 3, 魚崎南町 4, 魚崎南町 5, 魚崎南町 6, 魚崎南町 7, 魚崎南町 8, 魚崎浜町, 御影石町 1, 御影塚町 1, 御影塚町 3, 御影浜町, 御影本町 1, 御影本町 3, 御影本町 5, 御影本町 7, 向洋町西 1, 向洋町西 2, 向洋町西 3, 向洋町西 6, 向洋町中 9, 向洋町東 1, 向洋町東 2, 向洋町東 3, 向洋町東 4, 住吉南町 1, 住吉南町 4, 住吉浜町, 深江南町 1, 深江南町 2, 深江南町 3, 深江南町 4, 深江南町 5, 深江浜町, 深江北町 4, 深江北町 5, 深江本町 3, 深江本町 4, 青木 1, 青木 2, 青木 3, 青木 4, 青木 5, 青木 6, 北青木 3, 北青木 4, その他海岸付近
灘 区	摩耶埠頭, 摩耶海岸通 1, 灘浜町, 灘浜東町, 味泥町, 新在家南町 1, 新在家南町 2, 新在家南町 3, 新在家南町 4, 新在家南町 5, 浜田町 1, 浜田町 4, その他海岸付近
中 央 区	伊藤町, 磯辺通1, 磯辺通2, 磯辺通3, 磯辺通4, 栄町通1, 栄町通2, 栄町通3, 栄町通4, 栄町通5, 栄町通6, 栄町通7, 加納町6, 海岸通, 海岸通1, 海岸通2, 海岸通3, 海岸通4, 海岸通5, 海岸通6, 京町, 元町通1, 元町通2, 元町通3, 元町通4, 元町通5, 元町通6, 古湊通1, 江戸町, 港島1, 港島2, 港島3, 港島4, 港島5, 港島6, 港島7, 港島8, 港島9, 港島中町1, 港島中町2, 三宮町3, 小野浜町, 新港町, 神戸空港, 西町, 前町, 相生町1, 相生町2, 相生町3, 相生町4, 相生町5, 多聞通2, 中町通2, 東川崎町1, 東川崎町2, 東川崎町3, 東川崎町4, 東川崎町5, 東川崎町6, 東川崎町7, 東町, 播磨町, 波止場町, 浜辺通2, 浜辺通3, 浜辺通4, 浜辺通5, 浜辺通6, 弁天町, 明石町, 浪花町, 脇浜海岸通1, 脇浜海岸通3, 脇浜海岸通4, その他海岸付近
兵 庫 区	芦原通1, 磯之町, 永沢町2, 遠矢町1, 遠矢町2, 遠矢浜町, 笠松通5, 笠松通6, 笠松通7, 笠松通8, 笠松通9, 笠松通10, 吉田町1, 吉田町2, 吉田町3, 御崎町1, 御崎本町1, 御崎本町2, 御崎本町3, 御崎本町4, 今出在家町1, 今出在家町2, 今出在家町3, 今出在家町4, 佐比江町, 材木町, 三石通1, 三石通2, 三石通3, 七宮町1, 七宮町2, 出在家町1, 出在家町2, 小河通1, 小河通2, 小河通3, 小河通4, 小河通5, 小松通2, 小松通3, 小松通4, 小松通5, 小松通6, 松原通1, 松原通2, 松原通3, 上庄通1, 上庄通2, 上庄通3, 神明町, 須佐野通1, 須佐野通2, 須佐野通3, 須佐野通4, 西出町, 西出町1, 西出町2, 切戸町, 船大工町, 鍛冶屋町1, 鍛冶屋町2, 築地町, 中之島1, 中之島2, 島上町1, 島上町2, 東出町1, 東出町2, 東出町3, 東柳原町, 南逆瀬川町, 南仲町, 入江通1, 入江通2, 入江通3, 浜崎通, 浜山通1, 浜山通2, 浜山通3, 浜山通4, 浜山通5, 浜山通6, 浜中町1, 兵庫町1, 兵庫町2, 北逆瀬川町, 本町1, 本町2, 湊町1, 湊町2, 和田宮通2, 和田宮通3, 和田宮通4, 和田宮通5, 和田宮通6, 和田宮通7, 和田宮通8, 和田崎町1, 和田崎町2, 和田崎町3, その他海岸付近
長 田 区	海運町8, 苅藻通7, 苅藻島町1, 苅藻島町2, 苅藻島町3, 駒ヶ林町1, 駒ヶ林町2, 駒ヶ林町3, 駒ヶ林町4, 駒ヶ林町5, 駒ヶ林町6, 駒ヶ林南町, 駒栄町4, 東尻池新町, 南駒栄町, 浜添通8, 本庄町8, 野田町9, その他海岸付近
須 磨 区	一ノ谷町5(JR線南に限る), 若宮町1, 須磨浦通1, 須磨浦通2(JR線南に限る), 須磨浦通3(JR線南に限る), 須磨浦通4(JR線南に限る), 須磨浦通5(JR線南に限る), 須磨浦通6(JR線南に限る), 西須磨(JR線南に限る), 外浜2, その他海岸付近
垂 水 区	塩屋町1(JR線南に限る), 海岸通, 宮本町, 狩口台7(JR線南に限る), 西舞子1, 平磯1, 平磯2, 平磯3, その他海岸付近

2. 津波避難の呼びかけ及び避難指示の発令

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、市長は、必要に応じて海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

また、気象庁（又は大阪管区气象台）から津波警報等の発表がなされた場合は、津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令する。

表 3-3-2 気象庁の発表に応じた対応

警報等	対応※	対象地域
大津波警報・津波警報	避難指示の発令	津波浸水想定区域
津波注意報 その他（津波予報等）	津波の注意喚起	海岸付近 (海浜にいるもの・海岸付近の住民)

※その後の地震・津波情報の更新により、警報、注意報等の発表が変更された場合は、速やかに新たな地震・津波情報に基づいた対応を実施する。

(1) 避難指示の発令

市長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令する。

【補足】

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えると見込まれる巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する予想される津波の高さは「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(2) 避難指示の解除【危機管理局、消防局】

市長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報または津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地区に対して、順次、避難指示を解除する。

(3) 避難指示の発令、解除の伝達方法【危機管理局、消防局】

避難指示の発令基準、避難指示の発令及び解除の伝達方法は、「第3章 3-2 津波に関する情報の伝達等」による。

(4) 警戒区域の設定【危機管理局、消防局、県警本部】

災害対策基本法第63条に基づき、市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限もしくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合、警察官、消防吏員は危険防止その他必要な予防に努める。

3. 津波時の避難行動

(1) 津波からの避難

津波からの避難は、地盤の高いエリア（津波浸水想定区域外）へ速やかに移動する水平避難を基本とする。

ただし、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者等が津波到達時間までに水平避難できない場合は、近隣の堅牢な建物の3階以上に移動し、緊急的に津波から身を守る垂直避難も有効な手段である。

なお、津波からの避難は、徒歩を原則とする。

① 水平避難

水平避難は、津波浸水想定区域外へ速やかに避難するが、その後、津波警報等解除までの避難先として、緊急避難場所（津波）がある。この緊急避難場所（津波）は、開けた広い屋外空間とし、広い公園、小中学校のグラウンドなどとする。

② 垂直避難

垂直避難は、堅牢な建物の3階以上を基本とする。この垂直避難先として、地域津波防災計画等で地域が指定した津波緊急待避所がある。

③ 2次避難及び帰宅

津波避難後、津波警報の解除、避難指示の解除などにより、地域や自宅付近の安全が確認された場合は、自宅へ帰宅する。自宅が地震や津波で被災して帰宅できない場合は、避難所や知人宅等へ2次避難する。

地震発生からの避難行動については、次ページの避難フローに示す。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画
3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

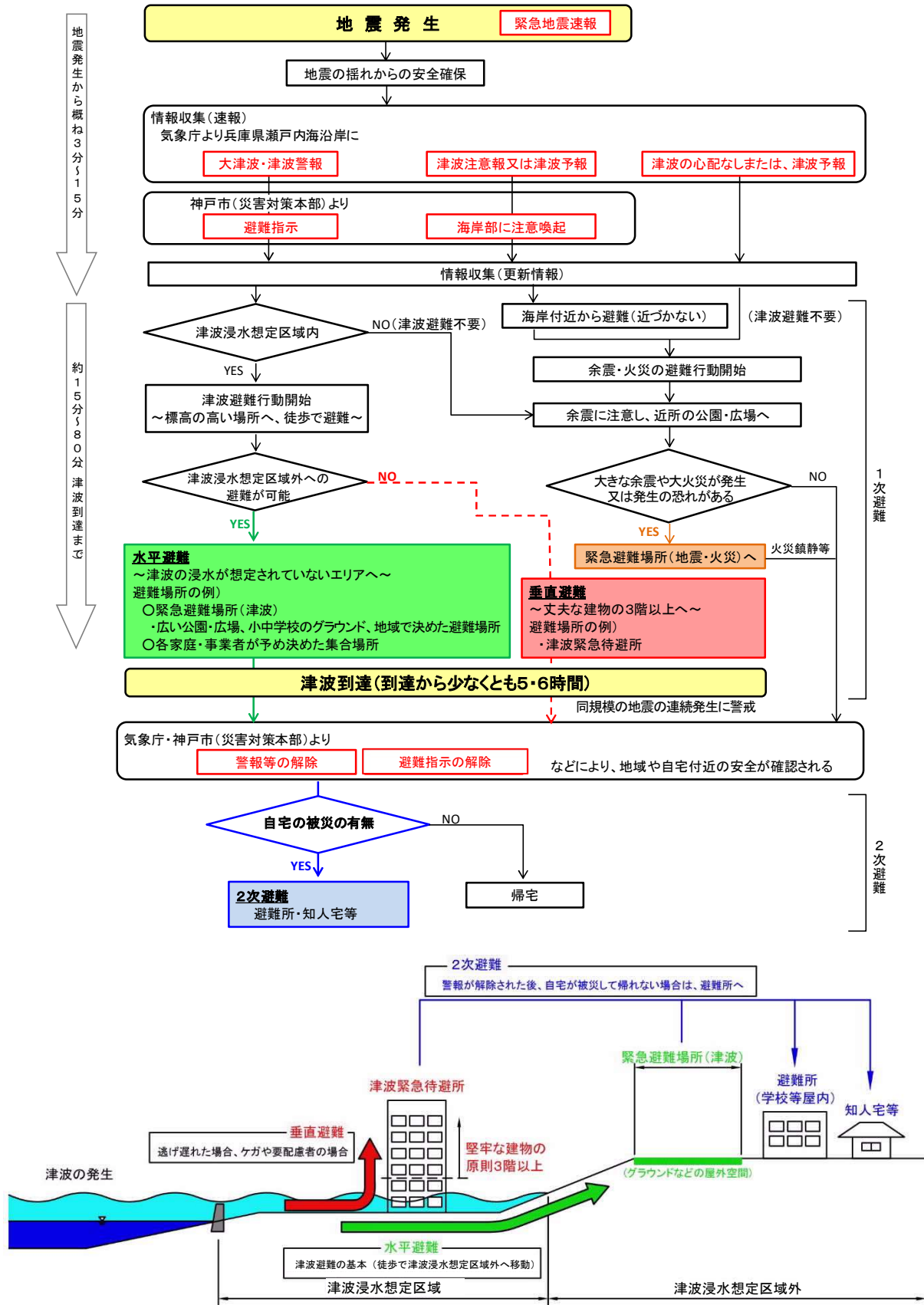


図 3-3-2 避難行動フロー（地震・津波）

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(2) 津波時の避難路

津波時の避難経路は、地震の影響による建物・施設等の倒壊や火災の影響を加味し、概ね幅員8m以上の道路をめやすとして、津波避難地に至る経路を避難者各自が選択する。

(3) 避難地の整備及び避難先施設・避難路等の安全性の確保

市は、津波避難地の整備、既存の避難先施設の安全性の再評価、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を計画的に推進する。併せて、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強の啓発に努める。

(4) 居住者等における取り組み

津波浸水想定区域の居住者等は、津波時の避難先、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

(5) 対策計画を作成する事業所等における措置

対策計画を作成する事業所等の避難誘導を実施すべき機関は、津波時の具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明確にしておく。

(6) 防災福祉コミュニティ及び自衛消防組織における取り組み

防災福祉コミュニティ及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、予め定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のために必要な措置を取るよう努める。

4. 都心部における津波避難

来街者や就業者の人口が多い都心部（三宮、元町、神戸エリア）における津波避難は、津波浸水想定区域外への水平避難のみで対応すると、避難路の混雑や混乱などが発生し、かえって危険な場合も想定される。

都心部の津波避難行動については、「神戸市都心部における津波避難行動・誘導基本指針」に基づき、水平避難と垂直避難の併用など、都心部内の事業者や団体の協力を得ながら検討を進める。

5. 緊急避難場所（津波）及び避難所

(1) 緊急避難場所（津波）

市は、津波発生時又は発生する恐れがある場合に、津波浸水想定区域外へ速やかに避難した後、津波警報等解除までの避難先として、緊急避難場所（津波）を指定する。

緊急避難場所（津波）は、津波浸水想定区域外の一定の広さを有した屋外空間を基本とする。

なお、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者などが、津波到達時間までに水平避難できない場合の緊急的な避難場所として、堅牢な建物の3階以上を津波緊急待避所に指定する。

指定する場所・施設の条件については、以下のとおりである。

① 津波浸水想定区域外の指定

- ・ 広い公園、広場など
- ・ 小学校・中学校のグラウンド
- ・ 地域津波防災計画で指定した避難場所

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

② 津波浸水想定区域内（津波緊急待避所）の指定 ※

- ・ 堅牢な建物（新耐震基準で設計された鉄筋コンクリート及び鉄骨コンクリート構造）
- ・ 原則3階以上の階層
（想定される浸水深以上の高さが十分確保できる場合はこの限りではない）

※津波緊急待避所の指定にあたっては、外階段やスロープの有無、使用可能な（開放）時間帯、進入口・進入路などに留意して指定する。

【補足】指定緊急避難場所（本市では、緊急避難場所という）

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の4）

(2) 避難所

① 避難所への2次避難

避難所については、津波警報等が解除されたのち、地震・津波の影響で自宅が被災して帰れない場合に、避難生活を送る場所として使用する。

② 津波時の避難所の開設

ア 津波浸水想定区域内の対応

市は、地震後、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報または津波警報が発表された場合は、基本的に浸水被害の恐れがある津波浸水想定区域内の避難所の開設を見合わせる。

なお、垂直避難のための津波緊急待避所（緊急避難場所）に位置づけられた避難所については、避難の緊急性から、原則として避難者自らが施設の安全性を確認して避難する。

イ 津波浸水想定区域外の対応

市は、津波発生に伴う避難指示を発令した場合は、津波の到達時間を考慮しつつ、津波浸水想定区域外の避難所を速やかに開設する。

開設は、避難所となる建物及びその周辺の安全を十分確認した上で行う。

ウ 災害の状況が把握できてからの対応

市は、津波災害の拡大の恐れがなくなったと判断した場合は、速やかに津波浸水想定区域内にある避難所及びその周辺の被害状況等を把握し、安全が確認できた場合、必要に応じて開設する。

【補足】指定避難所（本市では、避難所という）

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第49条の7）

③ 円滑な避難所の運営

「地震・津波対策編 応急対応計画 第7章 避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営」による。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

3. 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

6. 避難誘導体制

市は、津波浸水想定区域の住民等を対象とし、当該地域の防災福祉コミュニティ、管轄の警察及び消防と相互に協力し、適切な避難誘導体制を整備する。

(1) 避難誘導のための情報提供【危機管理局、各区、消防局】

市は、津波に対する避難誘導を的確に実施できるように、地震、津波による災害の状況、地域の被害、緊急避難場所（津波）等の情報を速やかに収集し、避難者に適切に提供する。

(2) 避難路の確保【消防局、県警本部】

市は、津波浸水想定区域において避難路のめやすとしている幅員8m以上の道路を中心に、状況に応じて誘導員を配置して避難路の確保と事故防止に努める。

避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施する。

(3) 地域住民に対する避難誘導【消防局、県警本部】

避難指示が発令されたとき、市は警察の協力を得て、地域単位で津波避難地に誘導する。

なお、避難誘導の実施にあたっては、地震発生から1時間が経過した時点を目安とし、避難広報を行いながら、津波浸水想定区域外へ市民を誘導しつつ移動する。

(4) 観光客等に対する避難誘導【経済観光局、消防局、県警本部、各施設管理者】

市は、観光客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の設置者又は管理者及びその地域の関係機関と、地震、津波時の避難誘導対策について予め協議・調整し、施設設置者、管理者が情報伝達及び避難方法、避難誘導の手段を定めるよう指導する。

(5) 集客場所等での表示【各施設管理者】

観光地、海水浴場、河川、公園等の集客場所の施設管理者は、津波浸水想定図の掲示や、津波時の避難先及び避難路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波の特徴や避難方法について事前周知に努める。

(6) 港湾・漁業関係者等に対する避難対策【経済観光局、港湾局】

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等と予め協議し、港湾関係事業者・漁業協同組合等が情報伝達及び避難方法、避難誘導の手段について定めるよう指導する。

(7) 各船舶の港外退避等【経済観光局、港湾局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、市は、「神戸市における船舶の津波防災計画」（神戸市津波船舶被害対策検討部会、平成14年3月）に基づき、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、各船舶の被害防止措置を定めて関係船舶団体への周知に努める。

各船舶は、大津波警報または津波警報等が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

7. 災害時要援護者・外国人への支援

支援にあたっては、対応者の避難に要する時間に配慮しつつ、特に次の事項に取り組む。

(1) 災害時要援護者の把握【危機管理局、福祉局、健康局】

市は、災害時における支援の基礎データとして使用するため、高齢者・障害者等避難にあたり援助を要する災害時要援護者のリストを整理する。このリストは平常時には行政内部で共有し、神戸市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行う。（「共通編 予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7－1」を参照。）

(2) 災害時要援護者の避難【福祉局、健康局、消防局】

津波の発生の恐れにより、市長（又は消防署長）が、避難指示を発令した時は、(1)に掲げる者の避難時の介護及び搬送は、原則として本人の親族が担当し、併せて本人が属する消防団・防災福祉コミュニティが可能な限り避難支援を実施する。

このため、市は日頃から、防災福祉コミュニティ等とともに、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに取り組む。

(3) 福祉避難所の明示【福祉局】

市は、福祉避難所を明示する。

(4) 外国人の避難誘導等【経済観光局、地域協働局】

市は、予め関係団体と協議して、外国人に対する避難誘導等の対応について定める。

8. 地下空間の浸水対策【建設局、都市局、建築住宅局、消防局】

市は、津波浸水想定区域において、地下空間（地下街、地下道、地下駐車場、地下階を有する建物等）の浸水を防止するため、以下の事項に取り組む。

(1) 市民、施設管理者等への啓発

広報紙等により地下階への浸水の危険性を啓発するとともに、地下階を有する建物の調査を行い、その所有者又は管理者に対し、浸水の危険性を啓発する。

(2) 止水対策の助言

消防局は、津波浸水想定区域において、建築物関係者等に対し浸水の危険性を啓発し、止水板の設置等の止水対策を助言する。

3-4 地震発生時の応急対策

1. 施設の緊急点検・巡視

【福祉局、健康局、環境局、行財政局、経済観光局、建設局、港湾局、各区、消防局、水道局、教育委員会、文化スポーツ局】

特に防災活動の拠点となる公共施設及び避難場所に指定されている施設等の管理者は、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

対象となる施設を以下に示す。なお、その他の市が管理、所有する公共施設についても順次、被災状況の把握に努める。

○特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設

市役所、各区役所、各建設事務所・水環境センター、各消防署、水道局各水道管理事務所、神戸港管理事務所、環境局各事業所・クリーンセンター、避難所（小中学校、体育館、公民館等）、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、総合備蓄拠点（甲南大学、神戸海星女子学院大学、神戸震災復興記念公園（みなとのもり公園）、神戸学院大学（ポートアイランドキャンパス）、地下鉄大倉山駅構内倉庫、ノエビアスタジアム神戸、道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢（ブライズ館）、道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢（防災備蓄倉庫）、しあわせの村、丸山コミュニティセンター、総合運動公園、西水環境センター、神戸学院大学（有瀬キャンパス）、神戸ワイナリー（農業公園）、集積配送拠点

2. 救助・救急活動・医療活動【健康局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第4章 救助・救急医療体制」による。

3. 消火活動【消防局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第5章 地震火災対策」による。

4. 物資調達【経済観光局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第9章 物資の供給計画」による。

併せて、発災後適切な時期に、本市の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他都市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

5. 輸送活動【建設局、行財政局、経済観光局、消防局、交通局、港湾局、県警察、神戸運輸監理部、神戸海上保安部、鉄道事業者、輸送事業者】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第11章 災害時交通規制・緊急輸送対策」による。

なお、道路啓開については、「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画」に基づき実施することとする。

6. 保健衛生活動・防疫活動【健康局】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第12章 保健・防疫・衛生対策」による。

併せて、浸水及びライフライン等の寸断からの環境衛生の悪化による伝染病や集団食中毒等の発生を防止するため、必要に応じ検病調査班、防疫班を編成し、必要な対策を集中的に実施する。

7. 二次災害の防止【建設局、水道局、消防局、ライフライン各社】

「地震・津波対策編 応急対応計画 第18章 二次災害の防止、大規模事故対策編」による。

3-5 消防機関の活動

1. 重点的に講ずる措置

消防局は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ② 津波からの避難誘導 ※
- ③ 応急浸水対策
- ④ 防災福祉コミュニティ等の各種対応に関する指導
- ⑤ 救助・救急等

※南海トラフ地震において、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域内のパトロール及び避難広報を行う。この場合、地震発生から1時間が経過した時点を目安とし、避難広報を行いながら、津波浸水想定区域外へ市民を誘導しつつ移動する。

2. 動員、配備計画等の作成

重点的に講ずる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市震災消防計画に定めるところによる。

3-6 ライフライン事業者及び放送関係機関の対策

1. ライフライン関係の措置

「地震・津波対策編 応急対応計画 第10章 ライフライン復旧対策」による。

2. 放送関係機関が行う措置

(1) 迅速な地震・津波情報等の提供

放送関係機関は、放送が居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達手段として不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対し、大きな揺れを感じた時は、津波警報等が発表される前であっても迅速な避難を呼びかけるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 津波からの円滑な避難を行うための情報提供

放送関係機関は、県、市町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者及び観光客等が、津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

(3) 必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置

放送関係機関は、発災後も円滑な放送を継続し津波警報等を報道できるよう、予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるための具体的内容を定める。

3-7 交通対策

1. 道路に関する措置【建設局、港湾局、近畿地方整備局、県警本部、阪神高速道路株式会社】

県公安委員会及び道路管理者は、津波による危険が予想される路線及び避難路についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

2. 海上に関する措置【港湾局、経済観光局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づく必要な措置を取る。

3. 鉄道・バスに関する措置【交通局、公共交通機関】

鉄道事業者及びバス事業者は、走行路線の中で、津波による危険が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。このため、走行中の列車、車両の乗客や駅、停留所に滞在する者の避難誘導計画等を定めるなど、必要な安全確保対策を実施する。

3-8 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

市が自ら管理又は運営する施設に関する対策は、原則として、南海トラフ地震特措法第7条第4項に基づき対策計画で定める事項に準じ、以下の事項について配慮する。

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設における措置

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等における管理上の措置は概ね次の事項とする。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための避難等の措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 地下施設がある場合は地下施設への浸水防止措置
- ⑤ その他日頃からの備え
 - ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ・水、食料等の備蓄(施設管理者用)
 - ・消防用設備の点検、整備
 - ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等の情報を入手するための機器の整備
 - ・建築物の耐震性の確保

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所等

ア 重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等

ア 当該学校等が本市の定める津波浸水想定区域にある時は、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(例えば養護学校、盲学校、ろう学校等)これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は区本部が置かれる庁舎等の管理者の措置

災害対策本部又は区本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を取る。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所等の管理者の措置

避難所等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を取るとともに、避難所又は応急救護所の開設・運営に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【危機管理局、福祉局、健康局、建設局、建築住宅局、港湾局、消防局、水道局、教育委員会】

(1) 施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、その必要性及び緊急度に従って年次計画を策定のうえ、その計画に沿って、所定の基準等により実施する。整備は概ね5箇年を目処とする。

市は、施設整備の年次計画策定に当たり、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮する。整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

(2) 施設整備の方針実施内容

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第110号）に基づき定められた「地震防災緊急事業五箇年計画」の定めるところ等により実施する。

また、地震津波対策に関する国の補助制度の充実等を要望する。

(3) 市の施設の耐震化

市は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

特に、学校の多くが避難所に指定されていることから、旧耐震基準（昭和56年以前の建築）の校舎を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足の校舎の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

2. 民間建築物の耐震化の推進【各施設管理者、建築住宅局】

市は、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化事業を進めるなど、すまい等の耐震化の啓発に努め、耐震診断の受診率向上、耐震改修の促進を図る。

(1) 住宅の耐震化

① 耐震診断事業

平成12年度から、昭和56年以前の旧耐震基準による住宅を対象に無料耐震診断を実施している。

② 耐震改修補助

平成17年度から、旧耐震基準による住宅の耐震改修補助を行っている。

③ 耐震化の啓発

耐震診断、耐震改修の必要性とともに、家具の転倒防止等すまい方の工夫についても、広く市民への意識啓発を図る。

(2) 住宅以外の民間建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等について、耐震化に係る費用の一部を補助する制度により、耐震化を促進する。

第5章 地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項

5-1 地域防災力の向上

「地震対策編 応急対応計画 第6章 市民・企業の自主防災活動」による。
併せて、自分のいのちは自分で守ることを基本理念とし、特に以下の事項について取り組む。

1. 地域津波防災計画の作成支援及び活用【危機管理局、建設局、港湾局、各区、消防局】

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、また地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政による対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への取り組みが重要である。

市では、津波浸水想定区域を中心に津波による浸水の可能性が高く、津波時に速やかな対応が必要な地域を対象に、地域住民が主体となって津波防災・減災について検討する地域津波防災計画の策定を支援し、市内18地区で策定が完了している。

この地域津波防災計画では、地域の状況・特性を踏まえ、ワークショップやまち歩きを通じて、地震津波の基礎知識、津波時の情報収集・伝達、避難、災害時要援護者の支援、日頃からの備え、地域での取り組みなどを検討する。

これらの検討結果をもとに、津波安全マップの作成・配布や津波からの避難を誘導するための表示板の設置、津波緊急待避所の選定・指定などを行っている。

消防署、区役所が中心となり、地域津波防災計画に基づいた防災訓練などを実施し、地域住民の津波への意識向上を図るとともに、地域の津波防災力の向上に努める。なお、防災福祉コミュニティの合同訓練などを通じて、地域間の連携など考慮した取り組みも実施する。

① 津波安全マップの記載事項例

地域で検討した情報や地図を冊子にとりまとめ、地域の全戸に配布し地域で共有する。

- ・地震津波の基礎知識、浸水想定
- ・津波時の情報収集、避難行動
- ・地域、家族との連絡体制・集合場所
- ・日頃からの備え(非常持ち出し、備蓄、家庭内防災等)
- ・地域の津波ハザードマップ

(避難対象エリア、避難先・ルート、注意事項等)



図 5-1-1 津波防災マップ（魚崎地区）

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

5. 地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項

② 津波表示板の作成例

地域で選定した避難ルートを中心に避難誘導のための表示板や津波への警戒を促す表示板を設置。（津波避難の方向と地域で決めた避難場所の表示。外国人への配慮として多国語表記とした地域もある。）



図 5-1-2 津波表示板
(誘導表示)



図 5-1-3 津波表示板の設置状

③ 津波緊急待避所の表示例

津波緊急待避所は、逃げ遅れた人や要配慮者のために、津波から緊急的に避難する次善の策とする施設で、地域で選定・指定を行っている。



図 5-1-4 津波緊急待避所表示板

2. 防災福祉コミュニティの育成【危機管理局、各区、消防局】

市は、防災福祉コミュニティを育成するため、以下の支援策を行う。

1. 市民防災リーダーの養成
2. 防災資機材の配備
3. 消防係員地区担当制による支援
4. ガイドブック作成及び配布
5. 地域津波防災計画に基づいた訓練の支援

3. 事業者等の地域防災活動への参画促進【危機管理局、消防局】

市は、事業者等の地域防災活動の参画を促進するため、以下の支援策を行う。

1. 地域の防災訓練への参加呼びかけ
2. 防災福祉コミュニティとの応援協定の締結促進
3. 事業者防災リーダーの育成における地域防災活動参画への啓発
4. 事業者向け防災情報の提供（防災講習会、神戸安全ネット会議等）
5. ともにつくる安全で安心なまちづくり賞の表彰

5-2 防災訓練に関する事項

1. 防災訓練の実施【危機管理局、各区、県、防災関係機関】

(1) 大規模な地震を想定した防災訓練の実施

市は、本推進計画の熟知及び関係機関と住民の自主防災体制との協調体制強化を目的として、神戸市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

当該防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとし、地震発生から津波到達までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。

(2) 具体的かつ実践的な訓練の実施

県、防災関係機関、防災福祉コミュニティ等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

1. 要員参集訓練及び本部運営訓練
2. 災害時要援護者、外国人、観光客等に対する避難誘導訓練
3. 津波警報等の情報収集、伝達訓練

(3) 訓練内容の充実への努力

訓練内容を高度かつ実践的なものとするため、訓練実施後に評価・検証を行い、改善に努める。

2. 学校における津波防災訓練の実施【教育委員会、各区】

(1) 津波警戒地域内の学校における避難訓練

津波警戒地域に所在する学校は、避難訓練の一部を兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報または津波警報発表を想定し、津波警戒地域外への避難訓練を実施する。

(2) 校外学習等における配慮

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校で学習している津波防災学習が活かせるようなカリキュラムを盛り込むように努めるとともに、可能であれば訓練を実施する。

(3) 地域、保護者との連携

地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害についてふれる。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。

第6章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、防災福祉コミュニティ、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 市職員に対する教育【危機管理局、行財政局、消防局】

市は、南海トラフ地震対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

2. 居住者等に対する啓発【各局室区】

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等ごとに、居住者等に対して、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前トークの活用など、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることにも留意し、以下の事項を含む実践的な啓発を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流、地すべり）の知識
- ⑧ 各地域における緊急避難場所及び避難路に関する知識
- ⑨ 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）
- ⑩ 避難生活に関する知識
- ⑪ 日頃、居住者等が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑫ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑬ 高層住宅に居住する市民に対する生活必需品の多めの備蓄及び住宅内でのコミュニティ活動の活性化

なお、スーパーコンピューターを活用した次世代ハザードマップ等、先進的研究成果の活用についても検討する。

3. 南海トラフ地震防災対策計画の作成促進

南海トラフ地震特措法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域にある施設や事業を管理し、または運営するものは、津波から利用客や従業員などを守るため、津波からの円滑な避難を確保する事項を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出が義務付けられている。

消防局は、津波浸水想定区域内の浸水深が30cm以上の地域にある事業所を対象に「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出の促進に努める。

4. 児童、生徒等に対する教育【教育委員会、各区】

小学校、中学校、高等学校では、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- ① 過去の地震及び津波災害の実態
- ② 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ③ 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- ④ 津波防災啓発広報に基づき、自分の家や学校、地域の様子を知ること

5. 相談窓口の設置【危機管理局、地域協働局、企画調整局、建築住宅局、消防局、各区】

市は、地震対策実施に係る相談窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項

7-1 気象庁における南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」という。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

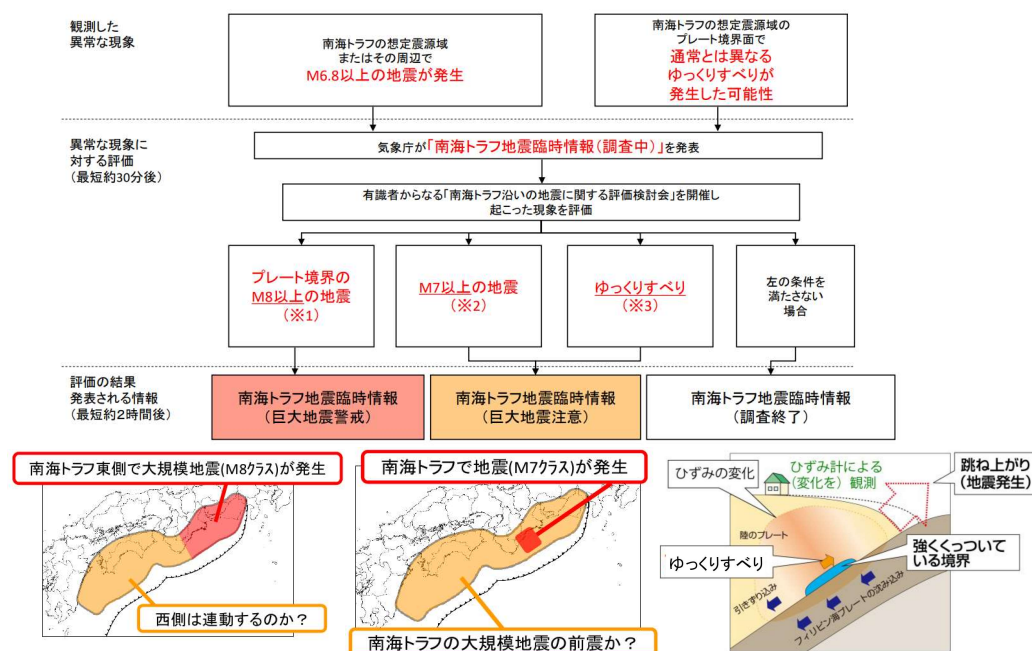
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

4. 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった旨を示す情報



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

図 7-1-1 異常な現象を観測した場合の情報発表まで

7-2 時間差発生時における円滑な避難の確保等

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

1. 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等【危機管理局】

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の伝達は、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施する。

伝達等に関する事項は「地震・津波対策編 応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画」による。

また、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について、平時から市民等に対して周知するなど、意識啓発に努める。

2. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策にかかる措置【危機管理局・港湾局・消防局】

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うとともに情報収集を開始する。

3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策にかかる措置

(1) 災害警戒本部等の設置【危機管理局】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、防災連絡会議を開催し、必要に応じて「神戸市災害警戒本部の設置」及び「防災指令の発令」を行う。

災害警戒本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織3-4 災害対策(警戒)本部等の設置」による。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(3) 市のとるべき措置【企画調整局・危機管理局・行財政局・経済観光局・建設局・港湾局・区役所・消防局・水道局】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、下記の措置等をとる。

- ・備蓄の点検(市の現物備蓄)
- ・飲料水・生活用水の供給体制の確認
- ・防潮門扉等の施設点検
- ・職員参集・応急実施体制の確認
- ・市民及び事業所への広報(日頃からの地震への備えの再確認等)

(4) ライフライン事業者及び放送関係機関の対策

水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」3-6「ライフライン事業者及び放送関係機関の対策」に準じて、必要な体制を確保する。

■ 南海トラフ地震防災対策推進計画

7. 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項

(5) 交通【建設局・港湾局・経済観光局・交通局・神戸海上保安部・近畿地方整備局・県警本部】

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。

また、道路管理者、神戸海上保安部、港湾管理者、鉄道事業者及びバス事業者は、「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」3-7「交通体制」に準じて、必要な体制を確保する。

(6) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等、必要な措置をとる。

4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策にかか
る措置

(1) 災害警戒本部等の設置【危機管理局】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、防災連絡会議を開催し、必要に応じて「神戸市災害警戒本部の設置」及び「防災指令の発令」を行う。

災害警戒本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策（警戒）本部等の設置」による。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレート沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) 市のとるべき措置【企画調整局・危機管理局・行財政局・経済観光局・建設局・港湾局・区役所・消防局・水道局】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、下記の措置をとる。

- ・ 備蓄の点検（市の現物備蓄）
- ・ 飲料水・生活用水の供給体制の確認
- ・ 防潮門扉等の施設点検
- ・ 職員参集・応急実施体制の確認
- ・ 市民への広報（日頃からの地震への備えの再確認等）

(4) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等、必要な措置をとる。